

「なかはら防災紙芝居」の貸出しに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成23年度中原区市民提案型事業として、子育て世代の親子を中心とした区民の防災意識の向上を目的として実施した「なかはら防災紙芝居事業」において、事業の中で作成した「なかはら防災紙芝居」（以下「紙芝居」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（紙芝居）

第2条 貸出しを行う紙芝居は別紙のとおりとする。

（対象団体等）

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当する団体に対して、紙芝居を貸し出すものとする。

- （1） 中原区内の保育園、幼稚園、学校、町内会・自治会及び自主防災組織
- （2） 中原区内で子育て若しくは防災に関する事業を実施する団体
- （3） その他、区長が特に必要と認める団体

（貸出手続）

第4条 紙芝居の貸出しを受けようとする団体等の代表者は、あらかじめ預かり書（様式1）を区長に提出しなければならない。

（貸出期間）

第5条 紙芝居の貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（転貸・譲渡の禁止）

第6条 紙芝居を借り受けた者（以下「使用者」という。）は、借り受けた紙芝居を第三者に対し転貸・譲渡してはならない。

（損害又は紛失の届け出）

第7条 使用者は、紙芝居を破損、汚損又は紛失した場合、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 前項において破損、汚損又は紛失の理由が、故意または重大な過失により生じたものであると認められるときは、使用者は、現物を弁償しなければならない。

（貸出し及び返却の場所）

第8条 貸出し及び返却の場所は、中原区役所危機管理担当窓口とする。

(費用の負担)

第9条 紙芝居の貸出しは無料とする。

(貸出中止)

第10条 区長は、次の各号に該当する場合、貸出しを中止し、紙芝居を返還させることができる。

- (1) 第4条の預かり書に虚偽があった場合
- (2) 第6条に反した場合
- (3) その他区長が必要と認めた場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

預かり書

(宛て先) 中原区長

なかはら防災紙芝居の貸出しを受けたいので、次により申請します。

団 体 名	
代 表 者 名	
住 所	
連 絡 先	担当者名 () 電 話 — — F A X — — メー ル
使 用 目 的	
使 用 場 所	
貸 出 し 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

(貸出条件)

- 1 貸出し及び返却は、中原区役所危機管理担当で行います。
- 2 貸出し期日は必ず守ってください。
- 3 第三者へ転貸しないでください。
- 4 使用目的・場所以外で使用しないでください。
- 5 破損、汚損又は紛失した場合は、修理、弁償等をさせていただきます。

中原区役所危機管理担当記入

※こちらには、記入しないでください。

受付確認	貸出確認	返却確認			
月 日	月 日	月 日			
担当	担当	担当			

(連絡先) 中原区役所危機管理担当 (7 4 4 - 3 1 4 1)

1 形状 下図のとおり

2 寸法 A2サイズ

3 概要

(1) 地震編 15ページ

(2) 津波編 11ページ

